

水資源機構池田総合管理所 所長 様
 特定非営利活動法人さめうらプロジェクト 理事長 様

大会等開催届兼誓約書

以下のとおり大会等を開催したく届出ます。本届の内容については、下記のとおり誓約いたします。

1. 届出内容を遵守し、届出目的以外には使用しません。
2. 貯水池使用後は清掃を行い、ゴミ等は持ち帰ります。
3. ダム管理上問題が生じた場合、ダム管理者の指示に従います。
4. 本催事中において、人為的及び自然的な原因で対外的な問題が生じた場合は大会主催者の責任において解決します。
5. 高知地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発令される等悪天候の場合は、水資源機構との連携を密にし、参加者を速やかに安全な場所に誘導退避させることはもとより、行事の中止も含め、その指示に従います。
6. さめうら湖利用計画及び早明浦ダム湖面利用規則等を遵守し、安全かつ有効に湖面を利用します。
7. 上記を守れなかった場合、また、クレーム等が寄せられた場合には、以後、大会等を開催しません。

届出日	令和 年 月 日		
住所	〒 -		
団体名			
代表者名	印	会員番号	※ない場合は記入不要
電話番号		FAX番号	
緊急連絡先 (携帯電話)			

< 以下に、大会・イベント等の内容について記入してください。 >

1. 行事の名称	
2. 内容(目的)	
3. 開催期間	
4. 参加者数	名
5. 車両台数	台
6. 参加船舶数	艇
7. スロープ内への設置物の有無	有 / 無 ※有の場合は、以下に内容と数量を記入して下さい。 設置物:
8. ダム直下河川敷広場一時使用希望	有 / 無
9. 町道中島ダムサイド線の待避所としての一時使用希望	有 / 無
10. その他	

注1：基本的に、参加艇数6艇以上の場合は、本届出を提出してください。

5艇以下は原則として不要です。ただし、栈橋やスロープ内を集団で使用する行為（ミーティング、検量、開会式、閉会式、表彰式などによって、参加者以外の一般利用者の妨げになると思われる行為）が行われる場合は届出書を提出してください。

<注意事項>

- ・栈橋に一時係留する際は、大会関係者以外の利用者に配慮し、必ず栈橋上流側のスペースをあけておいてください。6艇以上であっても、栈橋上流側をあけておくよう努めてください。 ←削除

注2：駐車場については、基本的に別図に示されている「駐車可能エリア」をご利用いただくようお願いいたします。

注3：ダム直下河川敷広場を、一時的な駐艇・駐車場等として利用されたい場合は、国土交通省への届出が必要です。当方で事務手続きを代行しますので、利用希望の有無を「8」に記入してください。

注4：スロープ内に設置物（テント、机、イスなど）を置く場合は、水資源機構の許可が必要となります。当方で事務手続きを代行しますので、希望される場合は「7」に記入してください。

注5：町道中島ダムサイド線（早明浦トンネルから駐車可能エリア3の区間）を一時的なトレーラー待避所として使用したい場合は、土佐町役場への申請が必要です。当方で事務手続きを代行しますので、利用希望の有無を「9」に記入してください。

注6：関係機関等への調整費等は以下の口座へお振り込みください。振込手数料はご負担ください。現金書留でも可とします。 金額：1,500円×参加者数×日数

振込先・・・ ゆうちょ銀行 16480-06405341 名義：特定非営利活動法人さめうらプロジェクト
※ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振込 ゆうちょ銀行 六四八 普通預金 0640534 名義：上記同様

現金書留・・・ 〒781-3521 高知県土佐郡土佐町田井181番地 NPO法人さめうらプロジェクト宛
tel.0887-70-1541

注7：大会開催時の注意点やランチング含む交通整理等は、別に定める「早明浦ダム湖面における大会等開催マニュアル」に従ってください。